

港北区新型インフルエンザ等対策行動計画



©横浜市港北区ミズキー

平成 21 年 4 月策定

平成 26 年 3 月改定

横浜市港北区役所

— 目 次 —

| | |
|------------------------------|------|
| 1 はじめに | P 1 |
| 2 市行動計画の適用 | P 1 |
| 3 港北区新型インフルエンザ等対策本部組織図 | P 7 |
| 4 各発生段階に応じた推進体制と主な対応 | P 9 |
| 5 各段階における対策 | P 13 |
| 未発生期 | P 13 |
| 海外発生期 | P 17 |
| 市内未発生期 | P 20 |
| 市内発生早期 | P 24 |
| 市内感染期 | P 27 |
| 小康期 | P 30 |
| 別添 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 | P 32 |

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。新型インフルエンザ等対策政府行動計画によれば、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとされている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

横浜市では、特措法第8条第1項に基づき、平成25年12月に横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

港北区では、市行動計画を踏まえ、港北区新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、港北区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）を作成する。

2 市行動計画の適用

以下の事項については、市行動計画の規定を適用する。そのため、区行動計画においては、その概要を示すものとし、詳細は市行動計画を参照する。

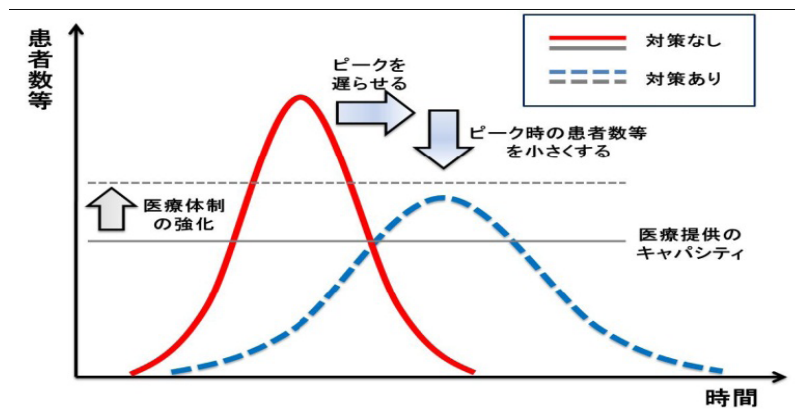
（1）対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

（2）新型インフルエンザ等対策の目的

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民（区民）の生命及び健康を保護する。

イ 市民（区民）生活及び市民（区民）経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

ア 基本的人権の尊重

市民（区民）・県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、市民（区民）・県民に対して十分説明し、理解を得る。

イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されているが、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意すべきである。

ウ 関係機関相互の連携協力の確保

政府・県・市の対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する役割を担う。

エ 記録の作成・保存

国・県・市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、各対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

ア 新型インフルエンザ発生時の被害想定

| | 横浜市 | | 全国 | |
|--------------|-------------|-----------|-------------------|---------|
| 医療機関を受診する患者数 | 約38万人～約71万人 | | 約1,300万人～約2,500万人 | |
| 入院患者数 | 中等度 | 重度 | 中等度 | 重度 |
| | ～約16,000人 | ～約61,000人 | ～約53万人 | ～約200万人 |
| 死亡者数 | 中等度 | 重度 | 中等度 | 重度 |
| | ～約5,000人 | ～約19,000人 | ～約17万人 | ～約64万人 |

※1 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計した。横浜市の数値は平成25年1月1日現在年齢別人口より試算。全国の数値は政府行動計画から引用。

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

イ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(5) 対策推進のための役割分担

ア 横浜市

「横浜市緊急事態等対処計画」、「市行動計画」、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」に基づき、新型インフルエンザ等対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関して地域の状況に応じた判断を行い、国、神奈川県等と連携して対策を実施する。

関係区局は、マニュアルを整備し、対策の具体化を図っていく。

イ 市内医療機関

新型インフルエンザ等を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の準備などを推進し、発生時において医療提供を確保できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制など診療継続計画の策定を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には診療継続計画に基づき、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、適切な医療を提供するよう努める。

ウ 関係機関の協力

感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動を破綻に至らせないようにするために、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

エ 市民（区民）の協力等

新型インフルエンザ等対策としてだけでなく、通常のインフルエンザにおいても、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどその予防の実践に努める。また、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。

加えて、新型インフルエンザ等発生時に備え、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましく、発生時には、発生状況・実施されている対策などの情報を得て、感染拡大防止に向けた対策を実施するように努める。

(6) 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民（区民）の生命及び健康を保護する」こと及び「市民（区民）生活及び市民（区民）経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)市民（区民）生活及び市民（区民）経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

なお、特措法により、「(4)予防・まん延防止」の項目に特定接種及び住民接種について規定された。両者の詳細は市行動計画を参照することとするが、概略は以下のとおりである。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。対象は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者
 - ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- である。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員（上記③）に速やかに特定接種を実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

イ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市民（区民）に対し、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(7) 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

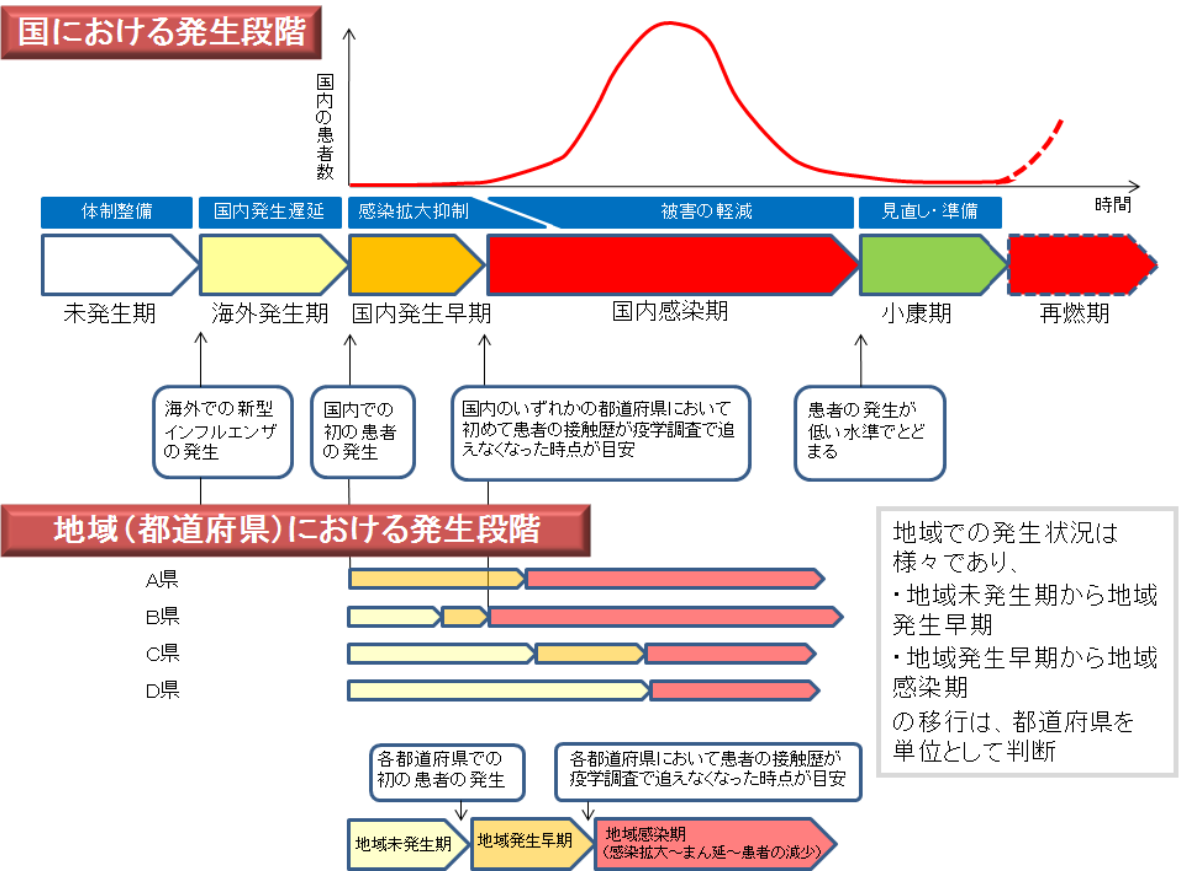
地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、本市における発生段階を「未発生期」「海外発生期」「市内未発生期」「市内発生早期」「市内感染期」「小康期」の6つに分類し、その移行については、必要に応じて神奈川県と協議の上で、市対策本部が決定する。

市は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとし、港北区も、「5 各段階における対策」に記載のとおり、各発生段階ごとに主要6項目に沿った対策を講じる。

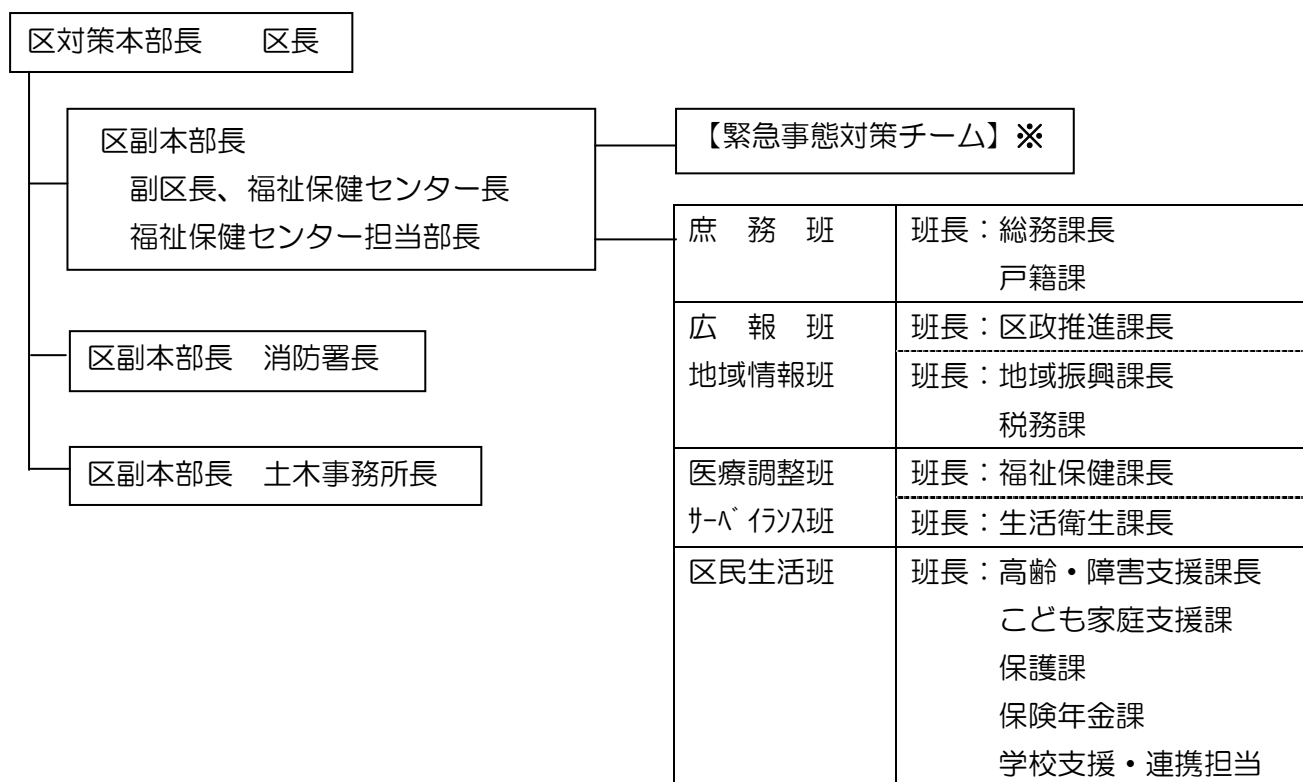
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、市内未発生期であっても、市民（区民）等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<発生段階>

| 国における発生段階 | 市行動計画の発生段階 | 市内の状態 |
|-----------|------------|---|
| 未発生期 | 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 | 市内未発生期 | 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態 |
| | 市内発生早期 | 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期 | 市内感染期 | 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大～まん延～患者の減少) |
| 小康期 | 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |



3 港北区新型インフルエンザ等対策本部組織図



※ 港北区緊急事態対策チームの編成

区対策本部の設置に伴い、副区長は「港北区緊急事態対策チーム」を編成する。

区本部会議の開催が困難な場合に緊急事態対策チームは、方針及び対処を検討し、区対策本部長に報告する。

| | | |
|-----------|----------|---|
| 緊急事態対策チーム | 総務部 | 副区長、総務課長、区政推進課長、学校支援・連携担当課長、危機管理担当係長、広報相談係長、庶務係長、庶務係員 |
| | 福祉保健センター | 福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、センター医師、福祉保健課長、生活衛生課長、高齢・障害支援課長 こども家庭支援課長、保護課長、運営企画係長 健康づくり係長、環境衛生係長、食品衛生係長 |
| | 港北消防署 | 消防署長、副署長 |
| | 土木事務所 | 土木事務所長、副所長 |

各班の活動について（事務分掌の詳細）

| | |
|--|---|
| <p>庶務班 （総務課） （戸籍課）</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 区対策本部の設置、区本部会議の開催、議事録作成 ② 緊急事態対策チームの招集、会議開催、議事録作成 ③ 市対策本部への報告、連絡調整 ④ 情報等の一元管理及び各班への情報提供 ⑤ 市本部会議及び情報連絡会議の出席 ⑥ 区選出議員への情報提供 ⑦ 警察等関係機関との連携 ⑧ 必要資材（医療資器材含む）の調達、管理、備蓄、配布 ⑨ 一時遺体安置所の確保 ⑩ その他、他の班に属さない事項 |
| <p>広報班 地域情報班 （区政推進課） （地域振興課） （税務課）</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 区民への情報提供 ② 区内事業者への情報提供と連絡調整 ③ ポスター及びチラシの作成と庁舎内掲示、配布 ④ ホームページによる情報提供 ⑤ 地域情報誌による情報提供 ⑥ 私立学校、連合町内会、区民利用施設等への情報提供 ⑦ 社会活動自粛が必要な時期の状況調査 |
| <p>医療調整班 （福祉保健課） （センター看護職） サーベイランス班 （生活衛生課）</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 健康福祉局への報告、連絡調整 ② 区内医療機関への情報提供、連絡調整 ③ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置 ④ 患者（疑い含む）の把握と調査（積極的疫学調査） ⑤ 濃厚接触者の調査 ⑥ 特定接種、住民接種の実施 ⑦ 医療資器材の調整 ⑧ 庁舎内の消毒に関すること ⑨ 区医師会、歯科医師会、薬剤師会への情報提供、連絡調整 ⑩ 帰国者・接触者相談センター（市）の応援 |
| <p>区民生活班 （学校支援・連携担当） （高齢・障害支援課） （こども家庭支援課） （保護課） （保険年金課）</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 学校、幼稚園、福祉施設等における集団発生の把握 ② 市立小中学校、保育施設、幼稚園等への情報提供、現状調査 ③ 要援護者及び福祉施設等に対する情報提供、現状調査 ④ 介護保険事業者等サービス事業者への情報提供、連絡調整 ⑤ 死亡者が出た場合の対応及び遺体安置場所の運営に関すること ⑥ 新型インフルエンザ等以外についての区民生活相談対応 ⑦ 物資の輸送に関すること |
| <p>消防地区本部</p> | <p>傷病者の搬送のほか、広報等区本部活動に準ずる事項</p> |
| <p>土木事務所地区隊</p> | <p>広報等区本部活動に準ずる事項</p> |

4 港北区の各発生段階に応じた推進体制と主な対応

(1) 港北区新型インフルエンザ等対策本部設置時期と体制

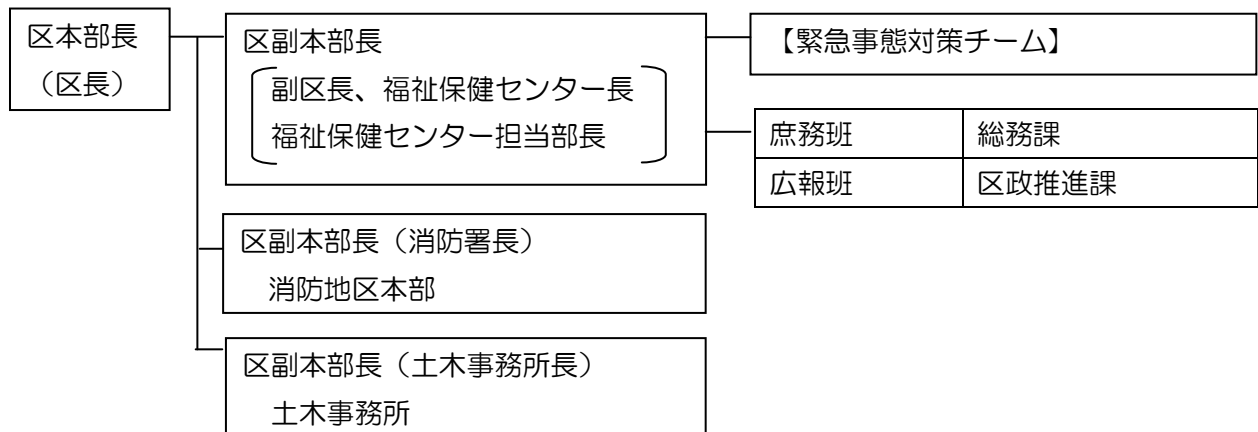
国内において人への新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザ等）が確認された場合、又は、海外において新型インフルエンザ等が発生し、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合には、区長を本部長とする「港北区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）を設置します。

- ① 海外発生期・・・・・・・・・・・・ 区対策本部体制1号
- ② 市内未発生期・・・・・・・・・・・・ 区対策本部体制2号
- ③ 市内発生早期～小康期・・・・・・・・ 区対策本部体制3号

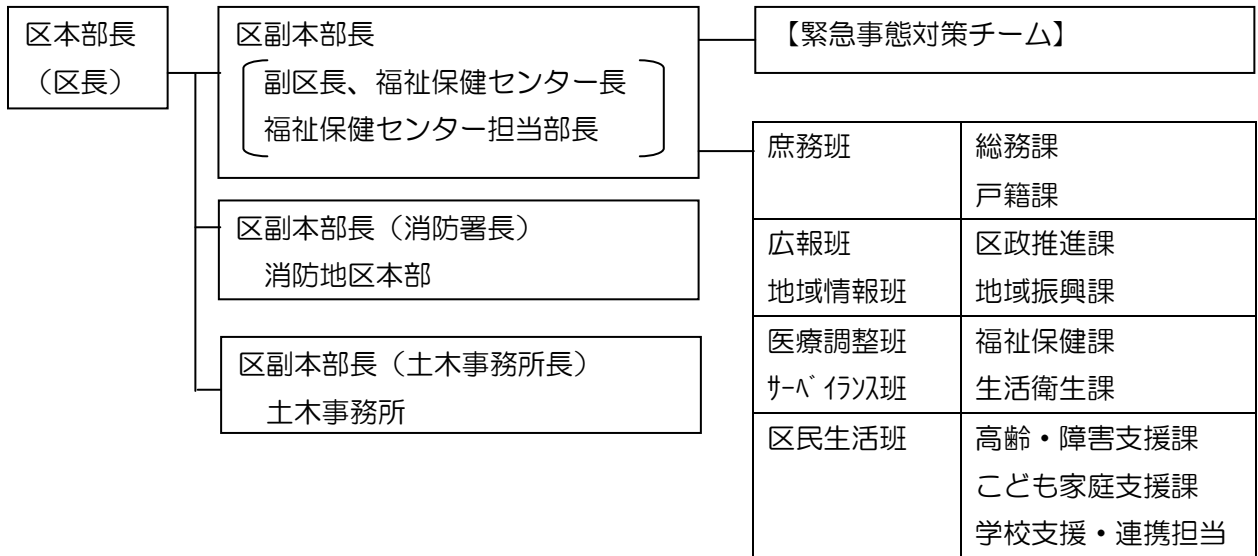
- ※ 市外であっても隣接地域で感染事例が発生した場合は、本部長判断で区対策本部体制3号とします。
- ※ 国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合は、区対策本部体制1号とします。
- ※ 鳥類での感染が神奈川県内で発生した場合は、危機管理責任者（副区長）を本部長とする「港北区鳥インフルエンザ対策警戒本部」、市内で発生した場合は、区長を本部長とする「港北区鳥インフルエンザ対策本部」を設置します。

(2) 発生段階に応じた区対策本部体制

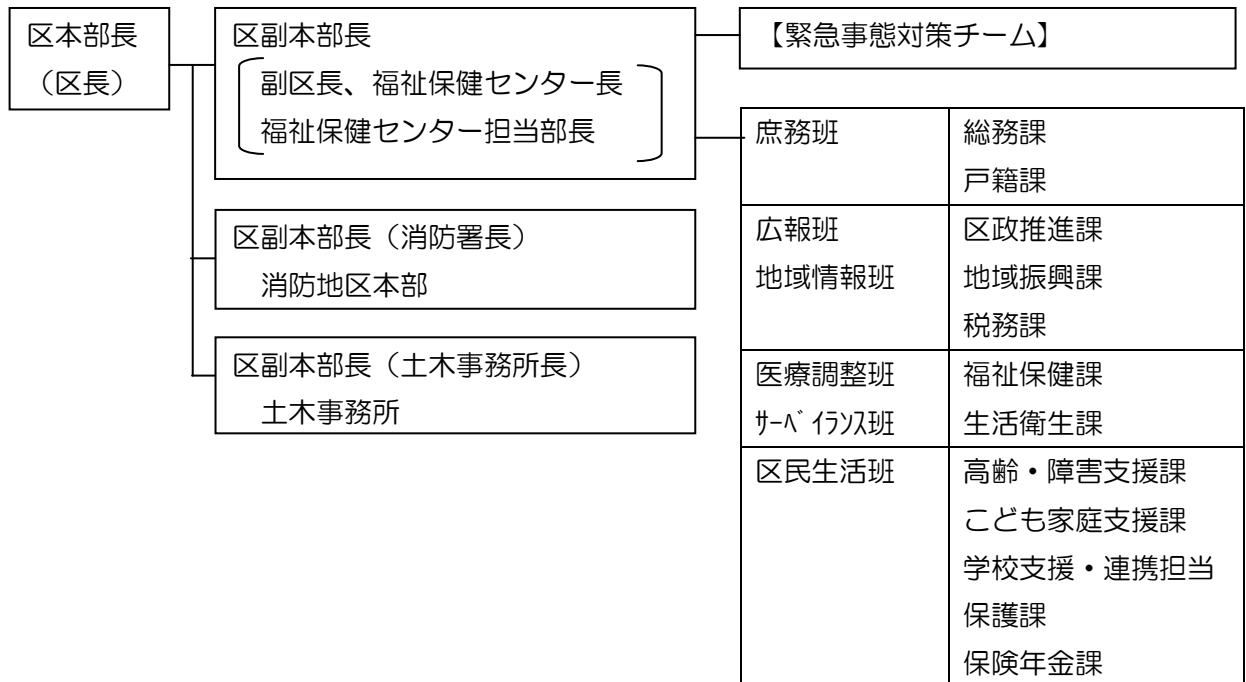
【区対策本部体制1号】・・・新型インフルエンザ等「海外発生期」



【区対策本部体制2号】・・・新型インフルエンザ等「市内未発生期」



【区対策本部体制3号】・・・新型インフルエンザ等「市内発生早期」「市内感染期」「小康期」



(3) 各発生段階に応じた横浜市・区の推進体制

| 発生段階 | 横浜市の体制 | 港北区の体制 |
|------|---|--|
| 未発生期 | <p><鳥から鳥への感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆神奈川県外で発生 ○横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会 (会長：健康福祉局危機管理責任者) ◆神奈川県内で発生 ○横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部 (市警戒本部長；総務局危機管理部長) ◆横浜市内で発生 ○横浜市鳥インフルエンザ対策本部 (市本部長：市長) <p><海外で「トリートヒト感染」患者発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議（議長：副市長） <p><国内で「トリートヒト感染」事例発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市新型インフルエンザ等対策本部（市本部長：市長） | <p><鳥から鳥への感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆神奈川県内で発生 ○港北区鳥インフルエンザ対策警戒本部 (区警戒本部長：副区長) ◆横浜市内で発生 ○港北区鳥インフルエンザ対策本部 (区本部長：区長) <p><海外で「トリートヒト感染」患者発生></p> <p><国内で「トリートヒト感染」事例発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○港北区新型インフルエンザ等対策本部【体制1号】（区本部長：区長） ○港北区緊急事態対策チーム編成（副区長） ○必要に応じて港北区新型インフルエンザ等相談窓口の設置（福祉保健課） |

| 発生段階 | 横浜市の体制 | | 港北区の体制 |
|-------|--|--------|---|
| 海外発生期 | <p><海外で「ヒト-ヒト感染」発生疑いがあり、国が対策本部を設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市新型インフルエンザ等対策本部（市本部長：市長） ○帰国者・接触者相談センターの設置 ○新型インフルエンザ等相談窓口の設置 ○帰国者。接触者外来の設置 ○特定接種実施 ○住民接種準備 | 海外発生期 | <p><海外で「ヒト-ヒト感染」発生疑いがあり、国が対策本部を設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○港北区新型インフルエンザ等対策本部【体制1号】（区本部長：区長） ○港北区新型インフルエンザ等相談窓口の設置（福祉保健課） |
| 国内発生期 | <p><国内で「ヒト-ヒト感染」患者発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市新型インフルエンザ等対策本部（市本部長：市長） ○住民接種実施 | 市内未発生期 | <p><国内で「ヒト-ヒト感染」患者発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ○港北区新型インフルエンザ等対策本部【体制2号】（区本部長：区長） |
| | | 市内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> ○港北区新型インフルエンザ等対策本部【体制3号】（区本部長：区長） |
| 国内感染期 | <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて特措法に基づく対応 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の終了⇒一般の医療機関に受診 | 市内感染期 | <ul style="list-style-type: none"> ○港北区新型インフルエンザ等相談窓口継続、状況に応じて充実・強化体制を緩和（福祉保健課） |
| 小康期 | <p><緊急事態解除宣言又は国・県の対策本部が廃止された時></p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市新型インフルエンザ等対策本部の廃止 | 小康期 | <p><緊急事態解除宣言又は国・県の対策本部が廃止された時></p> <ul style="list-style-type: none"> ○港北区新型インフルエンザ等対策本部の廃止 ○港北区緊急事態対策チームの廃止 ○港北区新型インフルエンザ等相談窓口の終了 |

5 各段階における対策

未発生期

【状態】 新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】 発生に備えて体制の整備を行う。

国・他の地方自治体と連携し、発生の早期確認に努める。

I 実施体制

1 危機管理体制

- (1) 海外で人への新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザ等）が確認された場合（人から人への感染が基本的にない場合）は、副市長を責任者とする「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」が設置される。海外での患者発生と対応状況を確認するとともに、国内での患者発生や流行に備えて情報共有を図る。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】
- (2) 国内で人への新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザ等）が確認された場合（人から人への感染が基本的にない場合）は、「横浜市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。市対策本部長：市長）が設置される。それに伴い「港北区新型インフルエンザ等対策本部」（以下「区対策本部」という。区対策本部長：区長）【体制1号】を設置する。【総務課】
- (3) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】

2 行動計画の作成（見直し）等

- (1) 新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法の規定に基づき策定される市行動計画を踏まえ、港北区行動計画を作成し、必要に応じて随時見直していく。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】
- (2) 区行動計画では、各課における対策を規定する。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】
- (3) 区行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認や訓練を実施する。【全課】

II サーベイランス・情報収集

○ 通常のインフルエンザに対するサーベイランス

学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握（学級等閉鎖情報等）

毎年のインフルエンザシーズンに、市立の小・中・高等・特別支援学校等や、市立保育園、市内幼稚園等のインフルエンザ様症状による学校、学年、学級の閉鎖が実施された施設数と、その時点の欠席数等に関する調査等を実施し、発生状況についての把握を行う。【福祉保健課、こど

も家庭支援課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

（１）情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

＜広報・報道媒体＞

- ・紙媒体による広報
広報よこはま、学校だより、関係団体・医療関係団体等の業界誌
- ・ＩＣＴ（情報通信技術）を利用した広報
市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、テレビ神奈川のデータ放送等
- ・広報番組
テレビ、ラジオ
- ・報道機関への発表

（２）国内での新型インフルエンザ等発生時における広報のあり方を検討する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

- ア 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等基本的な予防策について普及啓発を行う。
- イ 患者発生時に実施される濃厚接触者の外出自粛、学校・保育園等の臨時休業、集会の自粛など感染拡大に向けた周知を図る準備を行う。

2 新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備

海外の状況を把握し、区民の不安に対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置準備を行う。健康相談の窓口である福祉保健課への問合せの増加も想定されることから、健康福祉局や総務課と連携して対応する。【福祉保健課、生活衛生課】

3 情報の共有等

総務局、健康福祉局からの情報について共有し、必要に応じて区内各課及び関係機関に周知する。【総務課、福祉保健課】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 予防接種

- （１）国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。またワクチンの必要数の把握に努める。【福祉保健課】
- （２）健康福祉局と連携し、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。【福祉保健課】

Ⅴ 医療

○ ガイドライン等の周知等

国の策定する「医療体制に関するガイドライン」等について、関係機関に周知する。【福祉保

健課】

Ⅵ 市民（区民）生活及び市民（区民）経済の安定の確保**1 業務継続計画の策定**

必要最小限の行政サービスを維持するため、「港北区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定する。【総務課】

2 区民、事業者に対する事前準備の要請

- (1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した場合の対応等について検討する。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課】
- (2) 「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を広く市民（区民）に周知し、また、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「対人距離の保持」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」、「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）を広報する。【区政推進課、地域振興課、税務課】
- (3) 特に、市内感染期においても、社会・経済活動の維持のための重要業務を継続することが求められる登録事業者（医療の提供の業務や区民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者）に対して、国の対応方針に基づき事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。併せて流通・運送方法についての体制整備を依頼する。【区政推進課、地域振興課、税務課】
- (4) 市内感染期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されるため、パニック等の発生を防止するとともに、区民一人ひとりの協力を得られるよう、区民、事業者に対する事前準備を要請する。【区政推進課、地域振興課、税務課】
- (5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地域・職場対策が実施されることから、区民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄の重要性を周知する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

3 その他

- (1) 市内感染期に備え、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【総務課】
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を、健康福祉局と連携し、確保する。【総務課、福祉保健課】

海外発生期

【状態】海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

【目的】新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生が遅延と早期発見に努める。

市内発生に備えて体制の整備を行う。

I 実施体制**○ 危機管理体制**

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、政府対策本部、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び市対策本部が設置された場合は、港北区に区対策本部を設置し、市内での新型インフルエンザ等の発生に備え、監視及び医療体制等を一層強化する。【総務課】

II サーベイランス・情報収集**○ サーベイランスの強化等**

（１）市内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、国の方針に基づき全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握に努める。

【福祉保健課、生活衛生課】

（２）感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ等の集団発生の把握を行う。

【福祉保健課、こども家庭支援課、高齢・障害支援課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

III 情報提供・共有**1 情報提供**

新型インフルエンザ等の発生及び対応状況等を適宜、担当課より関係団体に対し情報提供する。また、ホームページ等も活用しながら、区内の外国人に配慮した情報提供を行う。【区政推進課、地域振興課、税務課】

＜掲載例＞Q&A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策（不要不急の外出の自粛等）、相談窓口、発熱等が生じた場合の受診方法等

2 相談窓口

（１）区民からの一般的な相談対応窓口として、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、国から配付されるQ&Aを参考にしながら、適切な情報提供を行う。【福祉保健課、生活衛生課】

（２）区民に、相談窓口が開設されたことを周知する。【区政推進課】

IV 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

健康福祉局の指示に基づき、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【福祉保健課、生活衛生課】

2 感染症法に基づく対応等

新型インフルエンザ等が発生したと認められた場合は、厚生労働省が病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を公表することとなっており、この情報を区内医療機関等に周知し、新型インフルエンザ等への感染を否定できない患者が受診した場合の行政への届出を要請する。【福祉保健課、生活衛生課】

3 予防接種

(1) 国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を健康福祉局と連携して行う。【福祉保健課、生活衛生課】

※備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

(2) 特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を健康福祉局と連携して行う。

国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を健康福祉局と連携して進める。【福祉保健課、生活衛生課】

V 医療

1 新型インフルエンザ等の症例定義

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。【福祉保健課】

2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置

区民からの受診相談対応窓口として、「帰国者・接触者相談センター」が健康福祉局に設置される。区民に対し、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、帰国者・接触者外来を受診するよう説明し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【福祉保健課、生活衛生課、区政推進課】

VI 区民生活及び区民経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施準備

「港北区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について、計画実施を準備する。【全課】

2 区民、事業者に対する事前準備の要請

- (1) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のほか、発生状況等に関する情報について、区民に周知する。【区政推進課】
- (2) 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「流行時の外出自粛」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」、「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）について、あらためて区民への周知をする。【区政推進課】
- (3) 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。また、事業継続に向けた対応を行うため、国の示す法令の弾力運用についても必要に応じて周知する。【区政推進課】
- (4) 市内感染期には、社会・経済活動の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、区民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について区民、事業者に徹底する。【区政推進課】
- (5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、人と人との接触機会を少なくする地域・職場対策が実施されることから、区民に対し、あらかじめ、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう要請する。【区政推進課】

3 その他

- (1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した場合の対応等について、引き続き検討する。【こども家庭支援課、高齢・障害支援課】
- (2) 一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【総務課】

市内未発生期

- 【状態】国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態
 【目的】市内発生に備えた体制の整備を行う。

I 実施体制**1 危機管理体制**

海外発生期に引き続き区対策本部を設置し、本行動計画に基づく総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【総務課】

2 緊急事態宣言時の措置【参考】**① 緊急事態宣言（特措法第32条）**

- ・ 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）
 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ・ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

② 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による市対策本部を直ちに設置する。

II サーベイランス・情報収集**1 サーベイランス**

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校や福祉施設等のインフルエンザ等集団発生に関する調査の強化を行う。【福祉保健課、生活衛生課、こども家庭支援課、高齢・障害支援課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

2 情報収集

国の決定する基本的対処方針や症例定義のほか、厚生労働省が、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められたときに公表する病原体であるウイルスの血清亜型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を健康福祉局と連携して収集する。【福祉保健課、生活衛生課】

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 海外発生期に引き続き、海外渡航者に対し、海外での新型インフルエンザ等発生状況等に関する情報提供を行う。【区政推進課】
- (2) あらゆる媒体を利用し、区民に対して新型インフルエンザ等の情報を周知する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【区政推進課】
 - ア 国内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、区民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。
 - イ 人権に配慮した対応について区民等に周知する（誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者・家族には原則責任がないこと等）。
 - ウ 「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を区民に周知する。
 - エ 区内の外国人に配慮した情報提供を行う。

2 相談窓口

区民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザ等相談窓口」を継続し、「帰国者・接触者外来」の役割、利用方法など周知する。【福祉保健課、生活衛生課、区政推進課、地域振興課】

Ⅳ 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

- (1) 検疫法及び「水際対策に関するガイドライン」に基づき検疫所が行う、港湾施設からの感染及び感染の拡大防止等の対応に協力する。【福祉保健課、生活衛生課】
- (2) 健康福祉局の指示に基づき、必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【福祉保健課、生活衛生課】
- (3) 検疫対策については、国が新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況から、合理性が認められなくなったと判断した場合には、措置の縮小を実施するため、国の方針に基づき適切に対応する。【全課】

2 予防接種（住民接種）

- (1) パンデミックワクチンが全区民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。【福祉保健課、その他関係課】
- (2) 接種の実施に当たり、健康福祉局と連携して、保健所・福祉保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。【福祉保健課、その他関係課】

3 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされ、神奈川県内が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。【福祉保健課、その他関係課】

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、神奈川県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市（区）は、必要に応じてそれに協力する。
- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や指示を行う。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ② 住民接種
- 市（区）は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。【福祉保健課、その他関係課】

V 医療

○ 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来

発生病からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう説明し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【福祉保健課、生活衛生課、区政推進課、地域振興課】

VI 市民（区民）生活及び市民（区民）経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施

「港北区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」の実施について、順次着手する。【全課】

2 区民、事業者に対する注意喚起等

- (1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【区政推進課、地域振興課】
- (2) 今後の感染拡大を想定し、区内の事業者に対し、職場での感染防止策の開始・強化や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組ができる準備を進める。【総務課、戸籍課】
- (3) 今後の感染拡大を想定し、人と人との接触機会を少なくする地域・職場対策が実施されることから、区民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。【区政推進課、地域振興課】

3 その他

- (1) 一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【総務課】
- (2) 感染期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や、世帯把握等を進め、支援に備える。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課】

市内発生早期

【状態】市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

【目的】市内での感染拡大をできる限り抑える。

I 実施体制

1 危機管理体制

区対策本部を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【総務課、戸籍課】

2 緊急事態宣言時の措置【参考】

① 緊急事態宣言

《市内未発生期の記載を参照》

② 市対策本部の設置

《市内未発生期の記載を参照》

II サーベイランス・情報収集

1 サーベイランス

学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。【福祉保健課、生活衛生課、こども家庭支援課、高齢・障害支援課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

2 情報収集

《市内未発生期の記載を参照》

III 情報提供・共有

1 情報提供

(1) あらゆる媒体を利用し、区民に対して国内外の新型インフルエンザ等の情報提供と具体的な対策等の詳細をわかりやすく提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。

【区政推進課、地域振興課、税務課】

ア 市内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、区民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。

イ 「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容を区民に周知する。

ウ 区内の外国人に配慮した情報提供を行う。

(2) 市内感染期における社会活動の低下や外出制限等によるパニック等の発生を防止するため、区民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について、事業者や区民に徹底する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

2 相談窓口

区民からの相談対応窓口である「新型インフルエンザ等相談窓口」を充実・強化し、継続して対応する。【福祉保健課、生活衛生課】

IV 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策（水際対策）

《市内未発生期の記載を参照》

2 市内（区内）での感染拡大防止

「感染拡大防止に関するガイドライン」等に基づき、区内の感染拡大の防止を進める。【総務課、区政推進課、地域振興課、その他関係課】

3 予防接種

《市内未発生期の記載を参照》

4 緊急事態宣言時の措置

《市内未発生期の記載を参照》

V 医療

1 新型インフルエンザ等の症例定義

国等の新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、必要に応じて関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザ等を否定できない患者が受診した場合、港北区福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【福祉保健課】

2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来

海外発生期（市内未発生期）に引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう説明し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【福祉保健課、生活衛生課】

3 一般診療への切り替え準備

医師会及び病院協会等と連携し、帰国者・接触者外来の対応から一般医療機関での対応へ変更するための準備を行う。【福祉保健課】

4 市内発生患者及び接触者への対応

- (1) 新型インフルエンザ等疑い患者が帰国者・接触者外来を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴や行動等を確認する。【福祉保健課、生活衛生課】
- (2) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、健康福祉局が衛生研究所

に搬送し、PCR 検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、神奈川県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。【福祉保健課、生活衛生課】

- (3) 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、感染症法に基づき、入院勧告を行うとともに入院患者受入医療機関へ移送に関する調整等を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。【福祉保健課】
- (4) 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送に関する調整等を行う。【福祉保健課】
- (5) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課】

VI 市民（区民）生活及び市民（区民）経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施

「港北区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」に基づく業務実施体制を実施する。【全課】

2 区民、事業者に対する注意喚起等

- (1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者に対し感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【区政推進課、地域振興課、税務課】
- (2) 区内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策の強化及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

3 その他

- (1) 一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【総務課】
- (2) 一時遺体安置所の設置・運営について準備する。【保護課】
- (3) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や世帯把握等を進め、支援に備える。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課、保護課、保険年金課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

市内感染期

【状態】 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

【目的】 医療体制を維持する。

健康被害を最小限に抑える。

区民生活及び区民経済への影響を最小限に抑える。

医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

I 実施体制

1 危機管理体制

区対策本部を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【全課】

2 緊急事態宣言時の措置【参考】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市対策本部の設置

《市内未発生期の記載を参照》

② 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

II サーベイランス・情報収集

○ サーベイランス

学校における集団発生の把握の強化については、通常のコサーベイランスに戻す。【福祉保健課】

III 情報提供・共有

1 情報提供

あらゆる媒体を利用し、担当課より区民及び関係団体に対して情報提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

- (1) 市内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、区民への不要不急の外出及び軽症での医療機関の受診の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。
- (2) 「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等に基づき、感染拡大防止方策の内容を、区民及び関係団体に周知・徹底する。
- (3) 区内の外国人に配慮した情報提供を行う。

2 相談窓口

「新型インフルエンザ等相談窓口」を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。ただし、状況に応じて充実・強化体制の緩和を図る。【福祉保健課、生活衛生課】

IV 予防・まん延防止

緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされ、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じで行う。【福祉保健課、その他関係課】

- ① 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、神奈川県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
 - ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請・指示を行う。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ② 市（区）は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

V 医療

1 患者への対応

(1) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を終了する。

新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、全ての医療機関において、感染防止措置を講じた上で新型インフルエンザ等疑い患者の診断・治療を行うよう、医師会・病院協会等と連携して各関係機関に周知する。【福祉保健課】

(2) 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、受入れ予定医療機関以外の公的施設等で入院患者の対応を行うよう依頼する。【福祉保健課、生活衛生課】

2 緊急事態宣言時の措置【参考】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。【健康福祉局、関係局】

臨時の医療施設における医療の提供（特措法第48条第1項及び第2項）

市内の医療機関が不足した場合、国と連携し、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外

来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【健康福祉局】

Ⅵ 区民生活及び区民経済の安定の確保

1 業務継続計画の実施

「港北区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」に基づく業務実施体制を実施する。【全課】

2 事業の縮小・継続

感染拡大を踏まえ、区内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策を一層強化するよう、徹底を要請する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

3 区民への要請

新型インフルエンザ等の流行が治まるまで、各世帯で、食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策をとったうえで、また、電気・ガス・水道等の消費節減に努めるよう、区民に要請する。【区政推進課、地域振興課、税務課】

4 社会的弱者への支援

(1) 関係団体の協力を得ながら、在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等や、支援準備を行う。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課、保護課、保険年金課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

(2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。
【高齢・障害支援課、こども家庭支援課、保護課、保険年金課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

5 遺体の火葬・安置

(1) 引き続き、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【総務課】

(2) 引き続き、一時遺体安置所の設置・運営に努める。【保護課】

小康期

【状態】 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

【目的】 区民生活及び区民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

I 実施体制

○ 危機管理体制

国等から「小康期」が宣言され、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部及び区対策本部も遅滞なく廃止する。【総務課】

II サーベイランス・情報収集

○ サーベイランス

再流行の早期探知のため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。【福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

III 情報提供・共有

1 情報提供

流行の第二波に備え、担当課より区民、事業者等のほか、区内の外国人に配慮した情報提供と注意喚起を行う。【区政推進課、地域振興課、税務課】

2 情報共有

国や自治体、関係機関等とのインターネット等を通じたリアルタイムな情報共有を継続し、他の自治体の流行状況などを把握する。【総務課、福祉保健課】

IV 予防・まん延防止

1 まん延防止対策の縮小

市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止対策を順次縮小する。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、その他関係課】

2 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【福祉保健課】

3 緊急事態宣言時の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、健康福祉局と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。【福祉保健課、その他関係課】

V 医療

○ 医療体制

不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】

VI 区民生活及び区民経済の安定の確保

1 社会的弱者への支援

- (1) 本市及び各関係団体は、在宅療養者への支援を順次縮小する。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課】
- (2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。【高齢・障害支援課、こども家庭支援課、保護課、保険年金課、地域振興課（学校支援・連携担当）】

2 遺体の火葬・安置

一時遺体安置所の運営を順次縮小する。【保護課】

国内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、新型インフルエンザ等対策と一体的に実施する。

I 実施体制

1 危機管理体制の強化

- (1) 国内で鳥インフルエンザが人に感染し、発症が認められた場合は、港北区新型インフルエンザ等対策本部【体制1号】を設置する。【総務課、区政推進課、福祉保健課、生活衛生課】
- (2) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【各課】

2 家きん等への防疫対策

横浜市内の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）等において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザへの感染が確認された場合は、直ちに神奈川県家畜保健衛生所に通報し、「横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」に基づき速やかに対策を実施する。【生活衛生課】

II サーベイランス・情報収集

○ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザを否定できない患者が受診した場合は、速やかに区福祉保健センターに届け出るよう区内医療機関に依頼する。【福祉保健課】

III 情報提供・共有

市内又は県域で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、市対策本部と連携し、発生状況及び対策について、区民に積極的な情報提供を行う。【区政推進課、地域振興課】

IV 予防・まん延防止

○ 家きん等への防疫対策

農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（健康調査・健康観察、マスク・防護服等の使用、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について、必要な支援を行う。【福祉保健課、生活衛生課】

V 医療

○ 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- (1) 積極的疫学調査を実施し、患者調査、感染源調査及び接触者への対応（接触者の範囲の特定、有症時の対応指導等）を行う。【福祉保健課、生活衛生課】
- (2) 死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等についても検討する。【総務課、福祉保健課】
- (3) 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【福祉保健課、生活衛生課】